

生命の豊かさを表す 生物多様性

地球には、実に多種多様な生物が暮らしている。その数は、明らかに増えているだけでも約175万種。未知のものも含めると、500万〜3000万種にも上るといわれている。こうした無数の生物種は、多様な遺伝子が長い時間をかけて分化を繰り返して、さらに森林や湿原、サンゴ礁などのさまざまな生態系に適応する過程の中で生まれてきたもの。そうした「遺伝子」「種」「生態系」の多様性がつくり出す、いわば「生命の豊かさ」を象徴する言葉が「生物多様性」だ。

森に目を向けてみよう。日光や雨水を恵みに成長する草木や花と、その葉を食べる虫たちがいる。その虫たちを小鳥やカエルなどが餌にし、それらを小動物などが狙う。落ち葉や遺体は微生物に分解され、残った養分が今度は植物を育てる。このように自然界では、たくさんの種類の生物が、食べたり食べられたりしながら共生している。

その前提に立てば、生物多様性のバランスが一度崩れてしまうと、取り返しがつかなくなることは容易に想像で

きるだろう。例えば、ある虫が絶滅したとすると、その虫を餌にしていた小鳥が少なくなり、小鳥のふんや死骸から養分を得ていた土壌がやせ、そこでは植物が育ちにくくなる。酸素を供給するほか、家具などさまざまな日用品の原料でもある森林資源が減ってしまえば、当然、人間の暮らしにも影響が及ぶ。

自然への過度な負担がもたらす危機

こうして「生物多様性」という大きな生命の連鎖の中で、生かされている。私たち。その上、毎日の食事や衣服、住まいから、医療、産業、文化に至るまで、自然の恵みがなければ生活は成り立たない。

にもかかわらず、今、私たち人間がこの豊かな生物多様性を危機的状況に追い込んでいる。世界各地で生態系の機能が劣化し、年間約4万種もの野生生物が絶滅しているのだ。そのスピードはこの数百年で急激に加速しており、それ以前の平均と比べ、約1000倍にもなる。開墾による森林伐採、放牧や薪炭材の採取といった自然資源の過剰利用、産業廃棄物や生活排水の増大

に伴う河川や海洋の汚染に加え、野生生物の乱獲や外来種の持ち込み、かつてない地球温暖化の脅威などがその原因であり、生物の生息環境を急速に悪化させている。

「本来自然環境は、多少のダメージを受けても、自ら回復する。調節機能」を持っていて、そして生物多様性は、その過程において重要な役割を果たしています」と話すのは、長谷川基裕・JICA国際協力専門員。「しかし、その回復力をはるかに超えた過度の開発が、生物多様性に深刻な傷跡を残しています」と訴える。

そして、生物多様性の消失で最初に影響を受けるのは、森や川、海などの生態系に大きく依存しながら自給自足の生活を営む開発途上国の人々だ。食料や燃料などの宝庫だったはずの自然環境を失えば、おのずと彼らの生活は苦しくなる。さらに、大規模な農園開発のための森林破壊や、養殖を目的としたマングローブ林の伐採など、これまで先進国主導で進められてきた途上国での商業開発は、わずかな賃金と引き換えに住民の貴重な生活基盤を破壊しており、この問題はまさに地球規模で取り組む必要性が高まっている。

特集 大切にしたい生命の豊かさ — 私たちの選択

生命の営みが支える 人間の暮らし

貴重な生命で彩られた「生物多様性」が、乱開発の「代償」として失われつつある。それはまさに、私たちの暮らしが破壊されているということでもある。

自然と人々の暮らしの調和を

森林破壊や野生生物の絶滅といった自然環境問題が世界で注目され始めたのは、1970年代。急速な工業化による負の影響が深刻になり始めたこのころ、国際社会は特定の湿地で生態系保全を促進する「ラムサール条約」※、絶滅危惧種(野生動物植物)の国際取引を規制する「ワシントン条約」などの条約を成立させ、取り組みを強化してきた。

一方で、特定の地域や種を保護するだけでは、世界各地で急速に進行する生態系の劣化に対応できないとの声が高まり、92年、ブラジル・リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)で「生物多様性条約」を採用。生物多様性の保全に地球規模で取り組む重要性が共有された。以来、同条約の締約国による「生物多様性条約締約国会議(COP)」が定期的に開かれており、今年10月には、第10回目の会議が名古屋で開催される(20ページに関連記事)。

そうした国際動向の中、日本は「自然環境と人間の営みが調和した持続可能な社会」を築いていくため、JICA

を中心に、途上国の生物多様性の保全を目指した支援を展開している。その一つが、「保全に必要な技術を伝える」こと。行政官や研究者などを対象に、生態系の回復技術や、自然資源を把握・分析するための調査研究能力の向上などを図っている。また環境教育などを通じて、「地域住民の意識向上」に力を入れていくほか、生産性と環境保全を両立させた新しい農業技術の普及による「地域住民の生計向上」、自然保護区や国立公園の管理に必要な政策・制度、組織の体制、行政官の能力の向上を通じた「地域一体となった体制づくり」に向けた取り組みも行っている。

さらに、JICAが支援する事業に対して「環境社会配慮ガイドライン」を適用し、事業による自然(生態系や生物相など)への影響、大気、水、土壌への影響、住民が望まない移転や先住民の人権といった社会的影響を、回避したり、最小限に抑えられるよう努めている。

対して「環境社会配慮ガイドライン」

セミナー「人為的な影響を受けた地域における生物多様性保全」を開催

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開幕を約4カ月後に控えた6月15日、JICA、国際熱帯木材機関(ITTO)、国際自然保護連合(IUCN)による共催セミナー「人為的な影響を受けた地域における生物多様性保全」が横浜で開催され、環境機関、NGOの関係者など、約100人が集まった。当日は、天然林や原生林に限らず、生産林の管理を通じて生物多様性保全に貢献していく「熱帯生産林における生物多様性保全のためのITTO/IUCN共同ガイドライン」が紹介されたほか、実際に人間によって破壊されたインドネシアの森の復旧活動や、COP10で日本が発表予定の「SATOYAMAイニシアティブ」について報告された。最後に、人間の手が入った森林における生物多様性のバランスをどう保っていくのか、その方法について討論。会場からの質問にも対応する形で、活発な議論が行われた。

※正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。条約締約国は、国内で1カ所以上を登録指定湿地とし、ワイユース(賢明な利用)を推進しながら、水辺の生態系保全に取り組む。

